

「受験案内」の「第8 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)対策」の「2 感染が疑われる場合のお願い」(13頁)において、受験できませんとしていた方のうち、

(3) 試験日の2週間前以降に新型コロナウイルス感染症と診断された者との濃厚接触がある方

(4) 試験日の2週間前以降に同居している家族等が新型コロナウイルス感染症と疑われている方

については、試験地自治体の基準において自宅待機が解除されている場合、受験を可能とします。

ただし、上記(3)、(4)に該当するために受験しないこととした方には、

「8 受験手数料の返還」(15頁)の記載のとおり、受験手数料を返還します。

「受験者心得」の「第6 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)対策」の「2 感染が疑われる場合のお願い」(13頁)、「8 受験手数料の返還」(15頁)についても同じ取扱いとします。

該当する方は、当日提出する「新型コロナウイルス感染症対策チェックシート」にその旨を記載してください。